

平成23年2月28日(18:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

霧島山（新燃岳）の噴火にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

霧島山（新燃岳）の噴火に伴い、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが続いていることから、宮崎県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮崎県】			
西諸県郡高原町 (にしもるかたぐんたかはるちょう)	1月30日	霧島山（新燃岳）の噴火に伴い、多数の者の生命 又は身体に危害を受けるおそれが続いている。	
都城市(みやこのじょうし)	2月10日		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等